

松戸市市民活動総合補償制度Q & A

●制度について

Q 松戸市市民活動総合補償制度はどのような事故を対象としていますか。

A 損害賠償責任事故と傷害事故の2種類の事故を対象としています。

(1)損害賠償責任事故

市民活動者が、市民活動中の過失により、市民活動参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に適用となります。

(2)傷害事故

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、市民活動者が死亡又は負傷した場合に適用となります。

Q 補償を受けるためには事前に登録する必要がありますか。また、保険料はいくらですか。

A 事前の登録や申込みは、不要です。保険料のお支払いも必要ありません。事故が起きた後に、手続きをしていただきます。手続きには、団体の規約や参加者名簿、活動計画書などの、活動内容が客観的に分かる書類が必要です。

※書類で活動内容が確認できない場合は、本制度の対象とすることができませんので、日頃から団体の活動内容を明文化し、活動者の名簿や活動計画について整理しておいてください。

Q 名簿を作成していないのですが。

A 名簿がなければ、その人が会員であることや、当日参加していたことが証明できないため、補償はされません。

Q 名簿の提出は、個人情報保護の観点から抵抗があります。

A けが等の補償をするためには、名簿の提出が必要です。なお、市・保険会社とも、個人情報の取り扱いには十分に注意しています。

Q 補償金の請求が遅れてしまったのですが。

A 事故発生からおよそ1ヶ月以上経過した場合は、請求遅延の理由書（特定の書式はありません。）を提出していただきます。

Q 通院補償、入院補償は、定額ですか。入院の際の差額ベッド代などは保険金として支払われますか。

A 定額です。入院及び通院補償金の支払いは、実際にかかった費用を基準に支払を行うものではなく、入院は1日につき3,000円、通院は1日につき2,000円支給されます。

Q 個人で加入している保険がある場合でも、本制度から補償金は支払われますか。どちらかが優先されますか。

A 傷害事故については、他の保険や補償に関係なく補償金が支払われます。賠償事故については、すべての保険等を合算して損害額のみが支払われます。

Q 入院・通院補償金の請求の際には必ず医師の診断書が必要ですか。

A 傷害事故の場合、請求額が10万円以下の場合は、領収書の写しで構いません。

Q 交通費を受け取った場合は本制度の対象とならないのですか。

A 交通費、食費、材料代などの活動中に消費される程度のものは、報酬とはみなしませんので概ね対象となります。ただし、労働の対価として支払われる金品や時間毎に増える性質のものは報酬とみなしますので対象となりません。

Q 対象となる活動はどのようなものですか。

A 次の要件をすべて満たす活動です。

- ・継続的、計画的に行われる活動
- ・無報酬で行う公益性のある活動（参加に要する費用の実費を弁償される場合を含む。）
- ・日本国内での活動

Q 従来、町会で入っていた保険は不要になるのですか。

A この補償制度は、お見舞金の意味合いが強く、自動車保険でいえば自賠責保険にあたります。町会ごとの判断となりますが、別途保険に入っていた方が安心です。

●制度の適用について

Q 市民運動会は対象になりますか。

A 町会名簿、参加者名簿があり、その町会員が出席していたことがわかれば対象となります。

Q 従来、市民運動会などを対象に入っていた行事保険は不要になるのですか。

A この補償制度は、お見舞金の意味合いが強く、自動車保険でいえば自賠責保険にあたります。町会ごとの判断となりますが、別途保険に入っていた方が安心です。

Q 町会のクラブ活動での事故は、対象になりますか。

A その活動が、趣味の集まりではなく公益的な活動であれば対象となります。

Q 見守り活動中のけがは対象になりますか。

A 対象となります。

Q 市民運動会は対象なのに、スポーツサークルの活動は対象にならないのはなぜですか。

A 地域活性化につながるかどうか、一つの判断基準となります。

Q 町会・自治会活動で行う近接の公園の清掃活動は対象となりますか。

A 公園のような、不特定多数の方が使う場所の清掃は公益的活動であるため、継続的・計画的な活動であることなどの要件が満たされれば対象となります。

Q 活動場所へ向かう途中で転んでケガをしました。市民活動前の事故ですが対象となりますか。

A 活動場所と住居との通常経路の往復途上における事故は対象となります。ただし、寄り道などをした場合は対象外となります。

Q 町内自治会主催の地域活性化イベントに来場していた人は対象となりますか。

A 対象となりません。本制度は市民活動者を対象としているため、行事や催し物への来場者・参加者の事故は対象としていません。行事等の場合、主催者は参加者の傷害等を補償する行事保険を掛けることをお勧めします。

Q 熱中症は対象となりますか。

A 対象となります。

Q 食中毒は対象となりますか。

A 対象となります。

Q 地域住民の健康増進を目的とした健康教室や、地域住民の交流を目的としたバレーボール等のレクリエーション活動を開催した際の事故は対象となりますか。

A 主催者として活動を企画し、運営や準備に関わっている市民活動者については対象となりますが、レクリエーションの参加者は対象となりません。